

令和 7 年 6 月
水 産 庁

ウナギの国際的資源保護・管理に係る第 18 回非公式協議の結果について

1. 日時・場所

6 月 19 日（木）～ 6 月 20 日（金） 於 浜松

2. 出席国・地域

日本、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイの政府・研究機関の担当者

我が国からは、水産庁（坂本漁場資源課生態系保全室長（我が国代表）、森下農林水産省顧問（議長）ほか）、外務省、経済産業省、業界関係者等が出席

3. 結果概要

以下の項目について合意しました。

（1）シラスウナギの池入数量上限

前回会合で合意されたとおり、次期（2025 年の 11 月～翌年 10 月）を今漁期と同量とすることを確認（日本は 21.7 トン）。

（2）4 か国・地域による共同発表

平成 26 年に発出した共同声明の遵守状況や共同声明以降に各国・地域がとった管理措置のレビュー、来漁期分の池入数量上限、各国・地域のシラスウナギの採捕・池入れ数量及びウナギの貿易に関する統計、第 4 回科学者会合の結果、ワシントン条約(CITES)に関する協力等に関する議論及び確認を踏まえ、我が国、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイの 4 者間で協議の結果をプレスリリースすることで一致。

（3）その他

第 5 回科学者会合及び第 19 回協議を来年の 5 月又は 6 月に日本で開催すること。

（参考１）４か国・地域の会合について

ニホンウナギについて、４か国・地域（我が国、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイ）により、平成 24 年 9 月から「ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議（非公式協議）」を毎年開催。

（参考２）平成 26 年 9 月の第 7 回非公式協議の議論の概要

平成 26 年 9 月に開催された第 7 回非公式協議では、４か国・地域の水産当局間で①養殖池への種苗の池入れ量制限、②保存管理措置の適切な実施を確保するための養鰻管理団体の設立及び③法的拘束力のある枠組み設立の可能性の検討等を内容とした共同声明の発出に至り、これまで協議を継続。

（参考３）今回確認されたニホンウナギのシラスウナギの各国・地域の池入数量上限（前回会合の合意事項）

国・地域	日 本	中 国	韓 国	チャイニーズ・ タイペイ	合 計
上限（トン）	21.7	36.0	11.1	10.0	78.8

注）平成 26 年の共同声明において 4 か国・地域で合意した池入数量上限と同量

（参考４）共同プレスリリースの概要

- （１）平成 26 年の共同声明発出後、各国・地域がとってきた保存管理措置についてのレビュー
- （２）各国・地域は次の取組のために最大限努力する責務を再確認した
ア．次期のシラスウナギの池入数量上限を今漁期と同量とする（日本は、ニホンウナギ：21.7 トン、その他のウナギ種：3.5 トン）。
イ．ニホンウナギの重要生息域の保全の強化及び/又は天然のニホン

ウナギの採捕・利用の削減を行う。

ウ. 池入数量上限を超過した場合の是正措置について、各国・地域の優良事例を考慮し、さらに議論する。

エ. 科学者会合の付託事項及び科学者会合の下に設置されているニホンウナギの科学的活動及び共同研究の2つのタスクチームの付託事項に従って、ニホンウナギの共同研究における協力を促進する。

オ. ウナギ類の保存管理措置に関する科学的な助言を提供するとともに、科学的知見や経験を共有するための第5回科学者会合を令和8年春頃に開催する。

(3) 各国・地域のシラスウナギの採捕・池入れ量及びウナギの貿易に関する統計